

老齢厚生年金の請求手続きについて（共済短期組合員）

1. 特別支給の老齢厚生年金（64歳まで受給）

◎ 受給資格要件

次の3つをすべて満たしている場合に請求できます。

- ① 受給開始年齢（次項参照）に達していること
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること
- ③ 厚生年金の被保険者期間（2号厚生年金以外の厚生年金期間を含む）が1年以上あること

※男性はS36.4.1、女性はS41.4.2以降生まれの方は、特別支給の老齢厚生年金は支給されず、65歳からの老齢厚生年金が支給されます。

◎ 請求方法

受給開始年齢の誕生日3か月前頃に日本年金機構から決定請求書（冊子様式）が届きますので、必要事項を記入し、添付書類を添えて日本年金機構に提出してください。（注）添付書類の取得は誕生日以降に行ってください。

◎ 受給開始月

請求手続をされた方には、受給開始年齢の誕生月の翌月分から支給されます。

在職中は給与との調整があり、年金の一部又は全部が支給停止されます。（※1）

この年金は繰り下げる事ができません。

在職支給停止の場合でも必ず請求手続きが必要です！

2. 本来支給の老齢厚生年金（65歳から受給）

◎ 受給資格要件

次の2つを満たしている場合に請求できます。

- ① 65歳に達していること
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること

最大75歳まで繰り下げる事が可能！

◎ 請求方法

65歳の誕生月（1日生まれの方は前月）の初め頃に日本年金機構から決定請求書が届きますので、必要事項を記入し、誕生月（1日生まれの方は前月）の末日までに、請求書（ハガキ様式）を日本年金機構に提出してください。

◎ 受給開始月

請求手続をされた方には、受給開始年齢の誕生月の翌月分から支給されます。

在職中は給与との調整があり、年金の一部又は全部が支給停止されます。（※1）

※1 給与との調整

年金の月額と賃金の月額の合計が51万円を超える場合は、その超えた額の1／2の額が年金から支給停止されます。

$$\text{在職支給停止額(月額)} = (\text{年金の月額} + \text{賃金の月額} - 51\text{万円}) \times 1/2$$

◆ 厚生年金または基礎年金についてのお問い合わせは 最寄りの年金事務所 へお願いします。

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/rourei/seikyu/index.html>

【受給開始年齢】

